

『知』の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）  
審査実施要領

第1 趣 旨

『知』の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）の委託予定先の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）の委託予定先の選定に係る審査を実施するため、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付15規則第45号）（以下「規則」という。）第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）所長が、規則第6条第3項に基づき、あらかじめ、農林水産省農林水産技術会議事務局関係課等から指名を受けた者であり、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家により構成されるものとする。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、委員は、規則第6条第6項により、委員を委嘱している期間に公募する本事業への提案に参加することができない。また、審査対象となる提案書の研究開発計画に参画する研究者（以下「研究課題担当者」という。）と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。  
利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
  - （1）当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
  - （2）当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
  - （3）当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
  - （4）当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
  - （5）当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
  - （6）当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。
  - （7）その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員の中から互選された委員長が、これを主宰するものとする。  
委員長は、委員長代理を委員の中から指名し、委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た秘密情報について、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

### 第3 審査方法の概要、委託予定先の報告等

- 1 審査は、原則として、書類審査及び面接審査の2段階で行うものとする。  
ただし、書類審査については、審査対象提案数により、省略することができるものとする。
- 2 応募のあった提案書は、まず、書類の不備を確認し、生研支援センター所長は、審査の対象となる提案書を確定する。
- 3 生研支援センター所長は、面接審査を実施する提案書について、応募者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）に対し、提案書を説明する面接審査を実施する旨通知する。その際、応募者の研究コンソーシアムの研究代表者の出席を求めるものとする。
- 4 面接審査に際しては、委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 5 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。
- 7 委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

8 面接審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

#### 第4 具体的な審査方法及び委託予定先の決定方法

1 審査は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員の採点の平均点（以下「平均点」という。）を提案書の評点とする。

ただし、第2の3により提案書の審査に加わらない委員、及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員は、全委員の過半を超えないものとする。

2 書類審査は、各委員の採点の平均点の高い提案書の提案者の順に、選定するものとし、平均点が50点未満の提案書は選定しないものとする。

3 面接審査は、課題ごとに行うこととし、書類審査で選定された提案書について、第3の5の面接審査後の議論を経た上で、平均点の高い提案書の提案者の順に、予算額の範囲内で委託予定先とする。ただし、得点の平均点が70点未満の提案書の応募者、又は審査基準の1つ以上において「E」の評価があった提案書の応募者は、委員会での審議の上、委託予定先としないことができるものとする。

なお、複数の提案書が同一の得点を得ている場合、委員会での審議の上、提案書の優先度を決定して、予算の範囲内でより優先度の高い提案書の提案者を委託予定先とするものとする。

ただし、賛否が同数であるなど審議で議決できない場合には委員長が委託予定先を決定する。

4 生研支援センター所長は、審査結果の報告を勘案し、委託予定先を決定する。選定した結果は、応募者に通知するとともに、委託予定先名をホームページにおいて公表するものとする。

5 委員長は、いずれの提案書の提案者も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

#### 第5 その他

1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。

2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

#### 附 則

この規則は、平成29年6月2日から実施する。

## 別 表

「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業（異分野融合発展研究）  
審査基準

審査項目	審査基準	配点	審査コメント
(1) 事業趣旨 との整合 性	提案された研究開発 の内容が異分野融合 発展研究の趣旨に合 致したものであるこ と。	A：合致している B：概ね合致している C：一部合致していない D：合致しない点が散見される E：合致していない	10点 8点 6点 4点 2点
(2) 社会・経 済へのイ ンパクト	研究成果が普及した 場合、農林水産業・ 食品産業への社会・ 経済的インパクトが あること。	A：極めて高い B：十分高い C：やや欠ける D：欠ける E：ない	20点 16点 12点 8点 4点
(3) 実施体制	研究開発体制（研究 インフラ・環境）が 適切に組織され、各 役割分担が明確にな っているなど、異分 野間の研究等に関す る十分な実施体制と なっていること。	A：十分な実施体制が整ってい る B：概ね実施体制が整っている C：一部、実施体制に十分でな い点がある D：実施体制が十分でない点が 散見される E：実施体制が不十分である	10点 8点 6点 4点 2点
(4) 知的財産	研究成果の迅速な商 品化・事業化につな がるよう、知的財産 の取扱いに関する基本 方針に基づいた取り 決めが研究グループ 内で合意されている こと。	A：すでに適切な合意がなされ ている B：概ね適切な合意がなされて いる C：一部、適切な合意がなされ ている D：殆ど合意がなされていない E：合意されていない	10点 8点 6点 4点 2点
(5) 目標の妥 当性	研究計画の内容及び 研究成果の商品化等 による成果を達成す るための、具体的な 数値目標及び根拠が 明確であること。	A：明確である B：概ね明確である C：一部、明確でない点がある D：明確でない点が散見される E：明確でない	20点 16点 12点 8点 4点

(6) 計画の妥当性	年度ごとの研究計画は具体的で、実現可能であること。	A：具体的かつ実現可能性が高い B：概ね具体的かつ実現性が高い C：一部、具体的又は実現性が低い点がある D：具体的又は実現性が低い点が散見される E：具体的または実現性が低い	10点 8点 6点 4点 2点	
(7) 所要経費の妥当性	経費の内訳及び支出計画等は妥当であること。	A：妥当である B：概ね妥当である C：一部、妥当でない点がある D：妥当でない点が散見される E：妥当でない	10点 8点 6点 4点 2点	
(8) 研究能力	応募者が選択した研究領域等について、高い研究能力を有していること。	A：有している B：概ね有している C：一部、有していない D：殆ど有していない E：有していない	10点 8点 6点 4点 2点	
<総合評価>				

※ コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点（研究内容・研究実施期間、研究開発費等）について具体的に記載願います。特に「A」又は「E」の評価をした審査基準においては、必ずその理由を記載願います。

※ 総合評価欄には、研究計画全般の意見として、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点について、具体的に記載願います。